

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 平成二十七年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けたトリイ通信施設の区域に係る特定給付金の支給の限度となる期間を定めること。（第九条関係）

第二 この政令は、令和四年六月一日から施行すること。（附則関係）